

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に関する セルフチェックシート作成の手引き

作成日：2024年3月15日

作成者：公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
(サービスグラント 都障協プロボノチーム)

この手引きの目的

- この手引きは、以下の2つを目的に作成しました。
 - ・みなさまが、「スポーツ団体ガバナンスコード」の理解を深めやすくする
 - ・みなさまが、「スポーツ団体ガバナンスコード」の「セルフチェックシート」を作成し、それをチェックしやすくする
- この手引きは、スポーツ団体の運営に係るすべての方がご一読ください。
 - ・第1・2章：「スポーツ団体ガバナンスコード」「セルフチェックシート」への理解を深めるため、みなさまでお読みください。
 - ・第3章以降：「セルフチェックシート」を作成する際にご活用ください。

この手引き内のアイコンのご紹介

-  (チェックのマーク) は、特に重要なポイントで、まずこちらを理解いただければ大丈夫です。
-  (本のマーク) は、参考情報なので、余裕があればご覧ください。

更新履歴

更新日	更新内容	更新者	備考
2024年2月26日	• 初版作成	サービスグラント プロボノチーム	
2024年2月27日	• 参考資料部分の体裁・色味修正	サービスグラント プロボノチーム	
2024年3月15日	• 表現・ピクトグラム等の修正	サービスグラント プロボノチーム	
2024年6月6日	• 体裁、図の修正	東京都障害者スポーツ協会	

目次

<u>第1章 ガバナンスコード・セルフチェックシートの意義・影響</u>	5
<u>1-1. ガバナンスコードとは？</u>	5
<u>1-2. ガバナンスコード・セルフチェックシートの重要性</u>	9
<u>1-3. セルフチェックシートの影響</u>	13
<u>第2章 セルフチェックシート作成の手順</u>	15
<u>第3章 セルフチェックシートの草案作成の流れ</u>	16
<u>3-1. 草案作成フォーマットの使い方</u>	16
<u>3-2. セルフチェックシートに文章を記載するときのポイント</u>	23
<u>第4章 問い合わせ先</u>	24
• <u>付録：セルフチェックシートの草案作成フォーマット</u>	

第1章 ガバナンスコード・セルフチェックシートの意義・影響

1-1. ガバナンスコードとは？

- スポーツの普及・振興等の重要な担い手であるスポーツ団体における不祥事を防ぎ、スポーツの価値を高めていくためには、適正なガバナンス（組織統治の仕組み）が必要です。
- そこで、スポーツ団体が適切に組織運営する原則・規範として、「スポーツ団体ガバナンスコード」が、スポーツ庁によって策定されました。

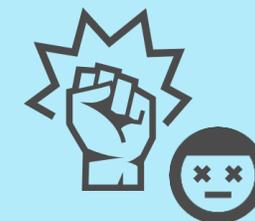


- 「スポーツ団体ガバナンスコード」は、スポーツ団体が適切に組織運営するための原則・規範のこと。

第1章 ガバナンスコード・セルフチェックシートの意義・影響

（参考：ガバナンスコード制定の背景）

- 平成後期、様々な競技において、スポーツ団体の組織運営の問題や、指導者による暴力行為等による問題事案が発生しました。つまり、「スポーツの基本理念や目標が達成できていない」状況でした。
- スポーツ団体が、自ら遵守すべき基準を作成すること等を目的に、スポーツ庁は、適切な組織運営の原則・規範として、スポーツ団体ガバナンスコードを策定しました。
- ここで言う、ガバナンスコードの対象となるスポーツ団体は、「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」（スポーツ基本法第2条第2項）とされています。



平成30年に発覚した主なスポーツ界の不祥事（例）

1月	カヌー・スプリント男子選手、禁止薬物混入事件
3月	レスリング伊調馨選手が栄和人氏をパワハラ告発 → Pick UP 1
4月	バドミントン実業団元監督、賞金の私的流用が発覚
5月	日大アメフト部の悪質タックル問題
7月	日本ボクシング連盟、内部告発と助成金の流用問題 → Pick UP 2 全日本剣道連盟の金銭授受問題
8月	バスケ日本代表選手の買春問題 → Pick UP 3 体操界におけるパワハラ告発問題 → Pick UP 4

出所) 広報会議 2019年1月号 過熱報道が続くスポーツ界の不祥事 広報は「現場力」と「質」が必要
<https://mag.sendenkaigi.com/kouhou/201901/crisis-management-public-relations-2019/014885.php>

第1章 ガバナンスコード・セルフチェックシートの意義・影響

（参考：スポーツ団体ガバナンスコードの種類）

- スポーツ団体ガバナンスコードには、＜中央競技団体（NF）向け＞と＜一般スポーツ団体向け＞の2種類あります。
- 中央競技団体（NF）は特定のスポーツを統括する広範な役割を担い、その業務運営に大きな社会的影響力があるので、特に高いレベルのガバナンスが必要です。そこで、＜中央競技団体（NF）向け＞ガバナンスコードができました。
（令和元年6月策定、令和5年9月改定）
- またNF以外のスポーツ団体でも、組織運営において最低限のガバナンスを確保するため、＜一般スポーツ団体向け＞のガバナンスコードができました。（令和元年8月策定、令和5年11月に改定）
- 東京都域の障害者スポーツ団体は、＜一般スポーツ団体向け＞のガバナンスコードの適用対象です。



スポーツ団体
ガバナンスコード
＜中央競技団体（NF）向け＞



高いレベルの
ガバナンスの確保



スポーツ団体
ガバナンスコード
＜一般スポーツ団体向け＞



最低限の
ガバナンスの確保

第1章 ガバナンスコード・セルフチェックシートの意義・影響

（参考：ガバナンスとコンプライアンス、リスクマネジメント等の違い）

- ガバナンスは、組織を自ら統治する**仕組み（管理体制・機能）**のことです。
ガバナンスコードは、仕組みを構築・維持する際に**参照すべき原則・指針**です。
- コンプライアンスは、狭義には「法令を守ること」を指し、広義には「**法規範だけではなく、社会良識・社会ルール等を踏まえた組織の行動規範を守ること**」などの意味で用いられます。
- リスクマネジメントは、発生しうるリスクを組織的に管理し、損失などを回避・低減する**管理手法**のことです。
- リスクマネジメント等の手法を用いて、ガバナンスを強化すれば、コンプライアンスを維持できます。

組織＝スポーツ選手に例えると...



コンプライアンス
＝筋肉維持のため、日々の習慣を守ること

- ・病気の予防
- ・適切な筋トレ
- ・栄養のある食事

：

リスクマネジメント＝ケガ防止のための手法

- ・準備運動・ストレッチ

：



ガバナンス＝適切な筋トレのための仕組み

- ・毎日の体重測定
- ・ケガをしない適切な筋トレの仕方

：



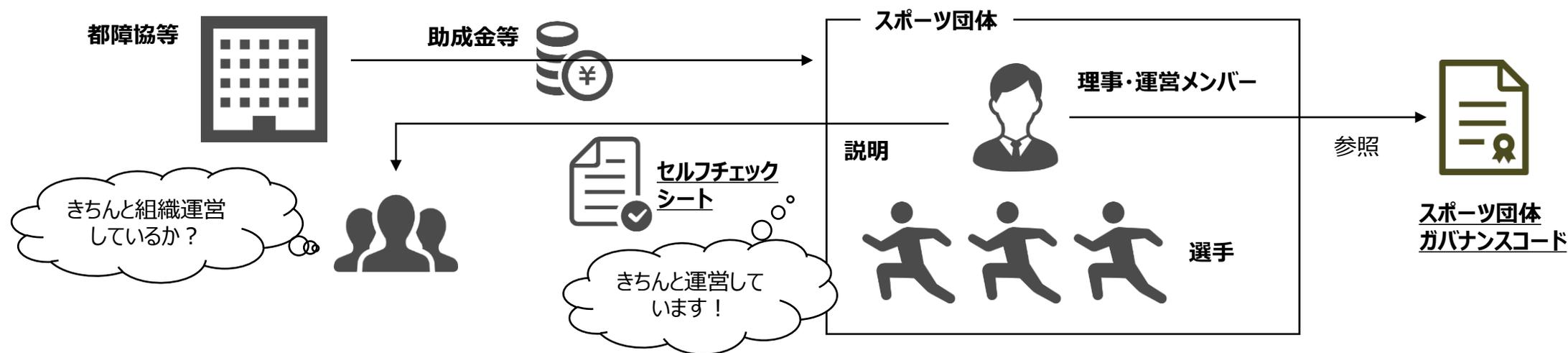
ガバナンスコード
＝筋トレメニューレシピ



第1章 ガバナンスコード・セルフチェックシートの意義・影響

1-2. ガバナンスコード・セルフチェックシートの重要性

- スポーツ団体は、スポーツを愛好する多くの人々の自発的な努力によって支えられ、スポーツの価値を高めてきました。
そのため、組織運営において守るべき一定の拠り所として、ガバナンスコードが必要になります。
- また、組織運営の状況は、外部からはなかなか見えません。そのため、各組織がガバナンスコード遵守に努めていることを、ステークホルダー（選手等含む利害関係者）等へ説明する際に活用する道具がセルフチェックシートです。
- 特に助成金（＝公金＝税金）を活用する団体は、助成金を適切に使用・管理し、そのプロセスを説明することが必要です。



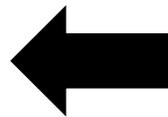
第1章 ガバナンスコード・セルフチェックシートの意義・影響

- セルフチェックシートを活用すれば、客観的な視点を意識して組織運営の状況を把握し、見直すきっかけとなります。また、改善に向けた方策、見直し、達成の目標時期を具体的に示すことで、取り組みを進めるきっかけにもなります。セルフチェックシート作成を継続することで、ガバナンスの意識が自分ごととなってくることにもつながります。
- さらに、セルフチェックシートを公開することで、適切なガバナンスを確保する姿勢を外に見せることができます。そうすることで、不正や問題行為の抑止力となるほか、選手達にとっても安心して団体に所属することができるようになる、といったことが期待できます。

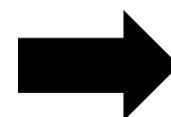
スポーツ団体
理事・運営メンバー



- ・自団体の状況の共通理解
- ・運営状況の見直し
- ・運営改善へのきっかけ



セルフチェック
シート



- ・運営状況の説明
- ・今後の組織の見直し

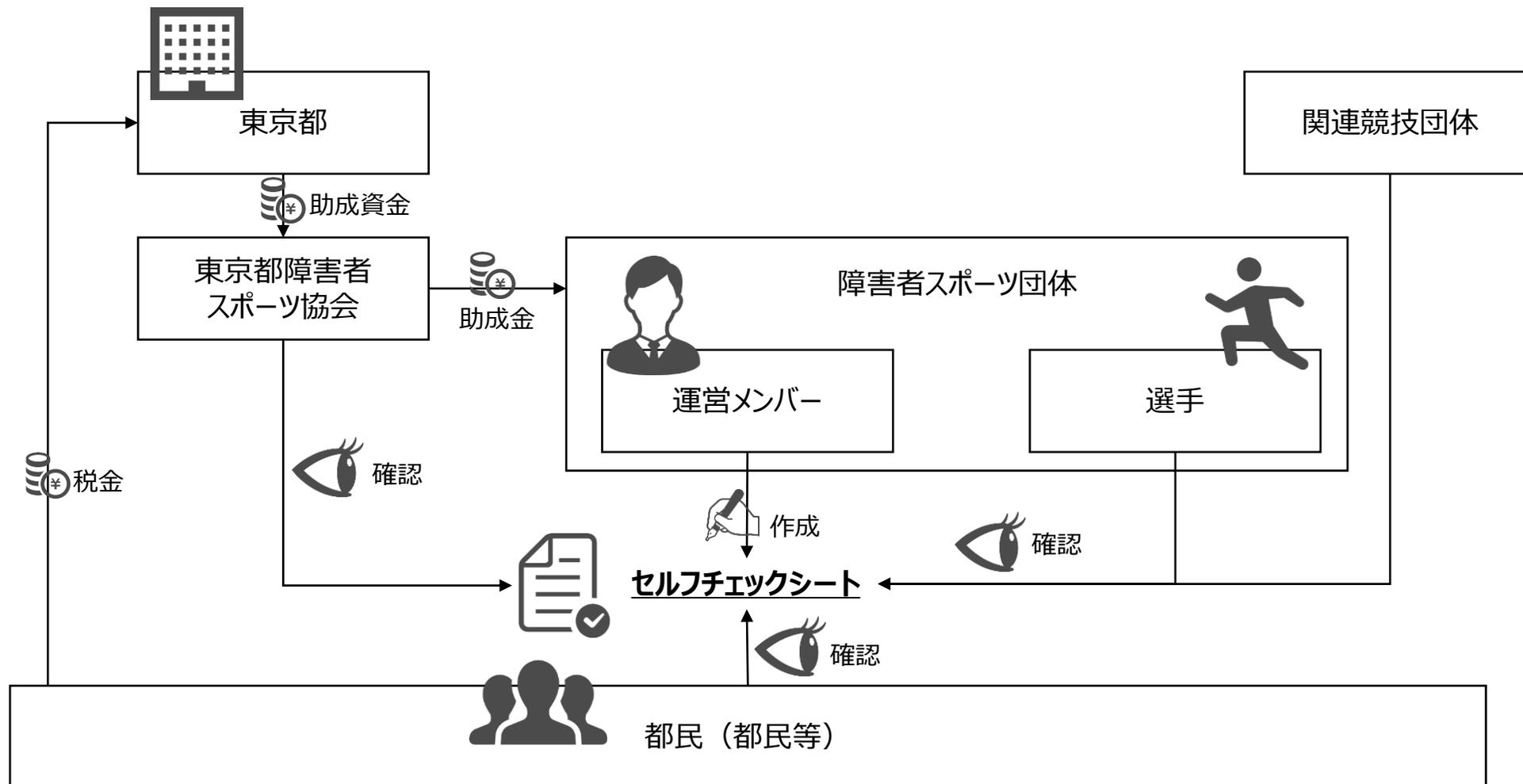
ステークホルダー
(選手等含む
利害関係者)



- 「セルフチェックシート」は、団体がガバナンスコード遵守に努めていることを、ステークホルダー等へ説明するもの。
- セルフチェックシートの作成・公表により、団体が組織運営の状況を把握・見直し、改善につなげることが期待できる。

第1章 ガバナンスコード・セルフチェックシートの意義・影響

障害者スポーツ団体を取り巻くステークホルダー



第1章 ガバナンスコード・セルフチェックシートの意義・影響

（参考：企業におけるガバナンス：コーポレートガバナンス）

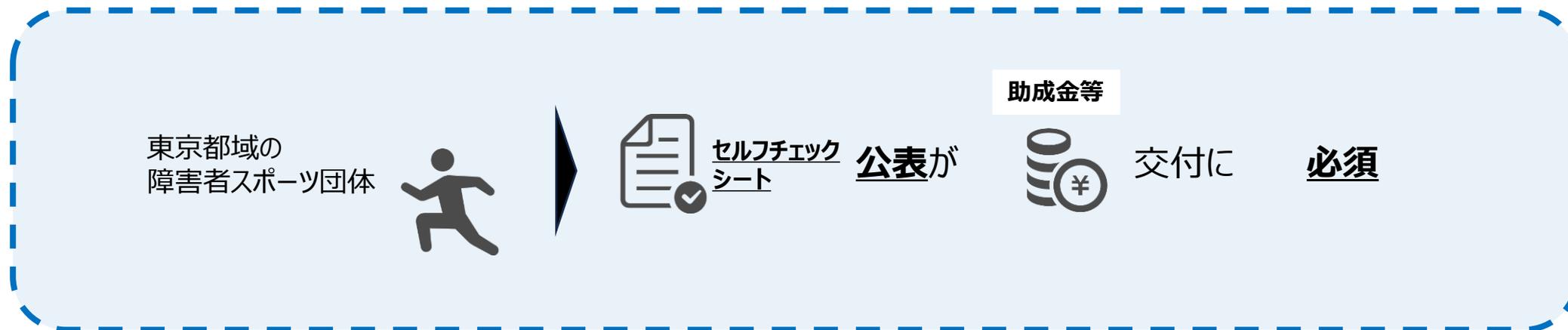
- 2015年6月より、全ての上場企業に「コーポレートガバナンス・コード」が適用されています。
- 企業（株式会社）は、株主に最大限の利益を還元しつつ、自らの価値を向上させる必要があります。そのため、株主、顧客、従業員、地域社会等の様々なステークホルダー（関係者）の利害を踏まえ、自らを適切に運営・発展する仕組みが必要です。その仕組みが「コーポレートガバナンス」です。
- たとえば企業が不祥事を起こすと、その影響は株価にすぐに表れます。株価が下がれば、株主に最大限の利益を還元できません。そこで、企業を適切に経営するために、外部から監視する機関（社外取締役や監査役等）を置いたり、社内ルールを徹底したりすることが必要です。
- 企業統治が健全に回っている状態を「コーポレートガバナンスが保たれている」などと言いますが、企業にとってコーポレートガバナンスは常に意識するべきものなのです。



第1章 ガバナンスコード・セルフチェックシートの意義・影響

1-3. セルフチェックシートの影響

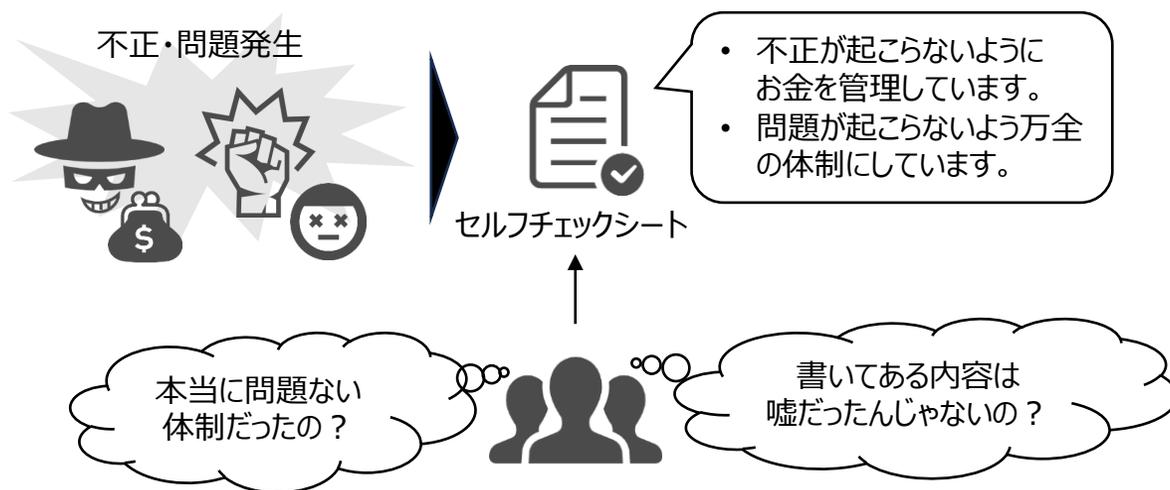
- 助成金は、資金を適切に使用・管理できる組織への交付が前提となっています。
- 東京都域の障害者スポーツ団体で、東京都障害者スポーツ協会の助成金の交付を受けるには、**セルフチェックシートの作成・公表**が助成金交付の**必須要件**となります。
- セルフチェックシートの自己評価や記載内容が要件になっているわけではないので、まずセルフチェックシートの公表を目指しましょう。



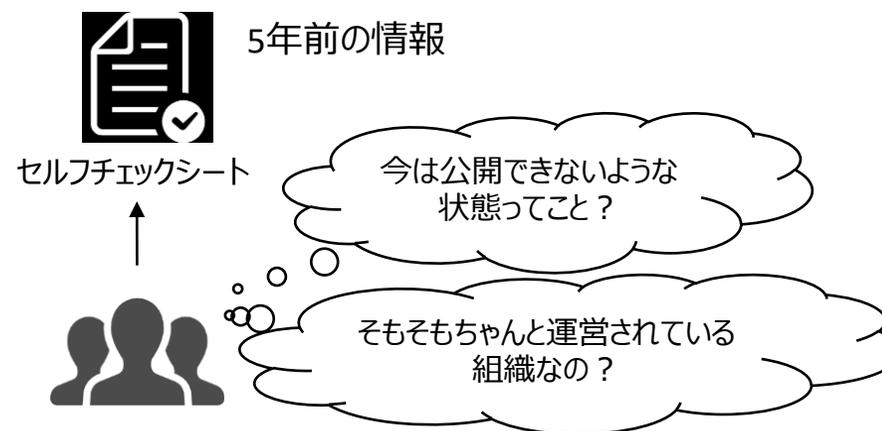
第1章 ガバナンスコード・セルフチェックシートの意義・影響

- セルフチェックシートは公開されるため、仮に不正や問題が発生すれば、記載内容が組織運営の実態を正しく反映しているか、外部から問われることとなります。そのため、正確な記載が必要です。
- また更新されていない場合、継続的かつ適切に組織運営しているかが不透明に（そのような印象を与えることに）なります。そのため、定期的に更新することも重要です。当協会では、年1回の更新を助成金交付の要件としています。

もしセルフチェックシートが不正確だったら...



もしセルフチェックシートの更新がされていないだったら...



- 「セルフチェックシート」の公開が、助成金交付には必要。
- 外部から見られるもののため、正確な情報を、定期的に更新して記載することが重要。

第2章 セルフチェックシート作成の手順



A. 草案

セルフチェックシートの草案を、役員等、団体運営メンバーで作成します。
草案作成にあたって、講習会や、(作成していれば)昨年度のセルフチェックシートを参考にします。
主に団体ができていること、できていないこと、次年度の改善計画を記載します。**(作成方法は次章以降参照。)**



B. 議論

理事会等の必要な関係者が揃う場に草案を提出し、主に以下を議論します。

- **できていること/できていないことの認識合わせ**
- **次年度は、どの項目を改善し、改善計画をどのように記載するか**

このとき、議論の記録を残すと次年度以降の検討に役立つでしょう。(メール等で回覧する、議事録を残す、等)
議論を反映する形で草案を修正し、最終版を作成します。



C. 承認

総会や理事会等、団体の意思決定機関に諮り、最終版の承認を得ます。
このとき、承認の記録を残すとよいでしょう。(メール等でやり取りする、議事録を残す、等)



D. 公開

承認されたセルフチェックシートを、**都障協ウェブサイト、団体ウェブサイト、スポーツガバナンスウェブサイト等で公開**します。

- 都障協ウェブサイトの場合：都障協担当者に連絡のうえ公開
- 団体ウェブサイトの場合：ウェブサイト(ホームページ)管理者により公開
- スポーツガバナンスウェブサイトの場合：団体情報登録(マイページID)発行後、マイページから公開



- 現状把握と改善計画を反映したセルフチェックシートが、**団体内で合意・承認され、公開**されることが重要。

第3章 セルフチェックシートの草案作成の流れ

3-1. 草案作成フォーマットの使い方

- 草案作成フォーマットを用いて草案の作成を行います。

草案作成フォーマット

原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。

原則と視点の理解 → 組織の現状分析 → 改善計画の検討 → 自己評価の決定

主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
団体にはどんな法令等が適用されるか理解しているか？	例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解している。 例：団体に適用される法令は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律であると理解している。	例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解しているが、運営メンバー全員が法令の内容を理解しているとは言い難い状況である。	例：次年度、新規の運営メンバー向けに関連法令の研修を行い、全員が理解できている状態を目指す。	
その法令等の中身を把握しているか？	例：NPO法では定款の作成、3人以上の理事と1人以上の監事を置くことが求められている。	(同上)	(同上)	
適用される関係法令等に則した事業運営を行っているか？	例：NPO法に準じた定款の作成及び定期的な見直しを通じて、法令に則した団体運営を行っている。 例：一般社団法人及び一般財団法人法を遵守した定款・規程等が整備されている。	例：法人設立当初から規程の見直しが行われていないため、見直しが必要な状況である。	例：次年度、規程検討チームを立ち上げ、定款の改定、諸規程の改定及び新規規程の作成に取り組む。	

総合評価:

セルフチェックシート（草案）

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名:]

[記載日:]

【対応状況に係る自己評価】

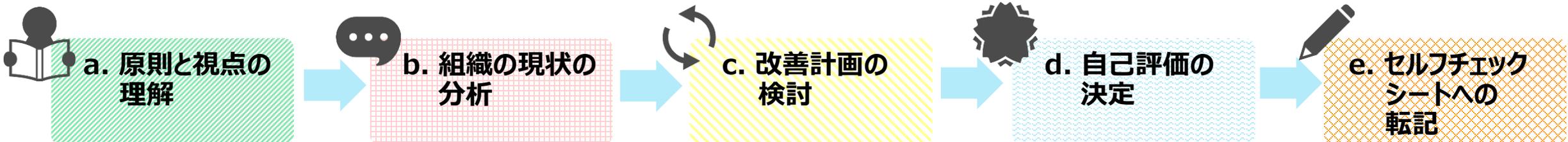
A: 対応している

B: 一部対応している

C: 対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

- このフォーマット（5つのステップ）に沿って作業することで、セルフチェックシートの草案が出来上がる仕組みになっています。



第3章 セルフチェックシートの草案作成の流れ

a. 原則と視点の理解



- ① ガバナンスコードの原則、項目があらかじめ記載されていますので、内容を把握してください。ガバナンスコードの各項目に対して各1ページのフォーマットを用意しています。このページはここに記載された項目について作業を行うページです。
- ② ①の項目について具体的に確認すべき内容（問い）が、「主な視点」としてあらかじめ記載されていますので、内容を把握してください。

① 原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
 (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。

原則と視点の理解

組織の現状分析

改善計画の検討

自己評価の決定

主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
<p>② 団体にはどんな法令等が適用されるか理解しているか？</p>	<p>例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解している。 例：団体に適用される法令は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律であると理解している。</p>	<p>例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解しているが、運営メンバー全員が法令の内容を理解しているとは言い難い状況である。</p>	<p>例：次年度、新規の運営メンバー向けに関連法令の研修を行い、全員が理解できている状態を目指す。</p>	
<p>② その法令等の中身を把握しているか？</p>	<p>例：NPO法では定款の作成、3人以上の理事と1人以上の監事を置くことが求められている。</p>	<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p>	
<p>② 適用される関係法令等に則した事業運営を行っているか？</p>	<p>例：NPO法に準じた定款の作成及び定期的な見直しを通じて、法令に則した団体運営を行っている。 例：一般社団法人及び一般財団法人法を遵守した定款・規程等が整備されている。</p>	<p>例：法人設立当初から規程の見直しが行われていないため、見直しが必要な状況である。</p>	<p>例：次年度、規程検討チームを立ち上げ、定款の改定、諸規程の改定及び新規規程の作成に取り組む。</p>	

総合評価:

第3章 セルフチェックシートの草案作成の流れ

b. 組織の現状の分析

- ③ ②の主な視点（各問い）に対して、団体が対応できていることを記入してください。
対応できていない問いについては空欄のままにしてください。
短い文章で端的に事実を書きだしましょう。「～である」のような断定表現を使いましょう。
- ④ 同様に、団体が対応できていないことを記入してください。
③で空欄となった問いに対してできていないという事実を記入しましょう。完全に対応できている問いについては、空欄のままにしてください。
③でできていると記入した問いに対しても、一部でもできていないことがあれば、その事実を記入しましょう。

原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。 ①
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。

① 原則と視点の理解 → ② 組織の現状分析 → ③ 改善計画の検討 → ④ 自己評価の決定

主な視点 ②	できていること	できていないこと	改善計画	評価
③ 団体にはどんな法令等が適用されるか理解しているか？	例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解している。 例：団体に適用される法令は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律であると理解している。	例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解しているが、運営メンバー全員が法令の内容を理解しているとは言い難い状況である。	例：次年度、新規の運営メンバー向けに関連法令の研修を行い、全員が理解できている状態を目指す。	
③ その法令等の中身を把握しているか？	例：NPO法では定款の作成、3人以上の理事と1人以上の監事を置くことが求められている。	(同上)	(同上)	
④ 適用される関係法令等に則した事業運営を行っているか？	例：NPO法に準じた定款の作成及び定期的な見直しを通じて、法令に則した団体運営を行っている。 例：一般社団法人及び一般財団法人法を遵守した定款・規程等が整備されている。	例：法人設立当初から規程の見直しが行われていないため、見直しが必要な状況である。	例：次年度、規程検討チームを立ち上げ、定款の改定、諸規程の改定及び新規規程の作成に取り組む。	

総合評価:

第3章 セルフチェックシートの草案作成の流れ

c. 改善計画の検討

- ⑤ ④のできていないことのうち、改善する計画がある場合、記入してください。
 「令和X年に～する計画である」などの具体的な計画を記入しましょう。
 複数年にわたって「～を検討中である」などと記載する場合は、翌年度は具体的な計画が記入できるよう継続して検討しましょう。

原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
 (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 ①

原則と視点の理解 → 組織の現状分析 → 改善計画の検討 → 自己評価の決定

主な視点 ②	できていること ③	できていないこと ④	改善計画	評価
団体にはどんな法令等が適用されるか理解しているか？	例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解している。 例：団体に適用される法令は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律であると理解している。	例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解しているが、運営メンバー全員が法令の内容を理解しているとは言い難い状況である。	例：次年度、新規の運営メンバー向けに関連法令の研修を行い、全員が理解できている状態を目指す。	
その法令等の中身を把握しているか？	例：NPO法では定款の作成、3人以上の理事と1人以上の監事を置くことが求められている。	(同上)	(同上)	
適用される関係法令等に則した事業運営を行っているか？	例：NPO法に準じた定款の作成及び定期的な見直しを通じて、法令に則した団体運営を行っている。 例：一般社団法人及び一般財団法人法を遵守した定款・規程等が整備されている。	例：法人設立当初から規程の見直しが行われていないため、見直しが必要な状況である。	例：次年度、規程検討チームを立ち上げ、定款の改定、諸規程の改定及び新規規程の作成に取り組む。	

⑤ 総合評価:

第3章 セルフチェックシートの草案作成の流れ

d. 自己評価の決定



⑥ 各原則で求められていることに対して、すべて対応できていればA、一部対応できていればB、全く対応できていなければC、の自己評価を決定します。評価の仕方が難しいと思いますので、例えば、以下のような評価方法を参考にして評価してみましょう。

- ⑥-1：各「主な視点」に対する評価を○または×で記入します。
- ③が記入されていて④が空欄の場合：○
 - ③が記入されていて④も記入されている場合：×
 - ③が空欄の場合：×



- ⑥-2：このページの項目に対する総合評価を記入します。
- ⑥-1がすべて○の場合：A
 - ⑥-1に○と×がある場合：B
 - ⑥-1がすべて×の場合：C

原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。①
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。①

② 原則と視点の理解 → ③ 組織の現状分析 → ④ 改善計画の検討 → ⑤ 自己評価の決定

主な視点 ②	できていること ③	できていないこと ④	改善計画 ⑤	評価
団体にはどんな法令等が適用されるか理解しているか？	例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解している。 例：団体に適用される法令は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律であると理解している。	例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解しているが、運営メンバー全員が法令の内容を理解しているとは言い難い状況である。	例：次年度、新規の運営メンバー向けに関連法令の研修を行い、全員が理解できている状態を目指す。	○
その法令等の中身を把握しているか？	例：NPO法では定款の作成、3人以上の理事と1人以上の監事を置くことが求められている。	(同上)	(同上)	○
適用される関係法令等に則した事業運営を行っているか？	例：NPO法に準じた定款の作成及び定期的な見直しを通じて、法令に則した団体運営を行っている。 例：一般社団法人及び一般財団法人法を遵守した定款・規程等が整備されている。	例：法人設立当初から規程の見直しが行われていないため、見直しが必要な状況である。	例：次年度、規程検討チームを立ち上げ、定款の改定、諸規程の改定及び新規規程の作成に取り組む。	×

⑥ 総合評価: B

⑥-1

⑥-2

第3章 セルフチェックシートの草案作成の流れ

e. フォーマットからセルフチェックシートへの転記

ここまでフォーマットに沿って記載してきた内容を、セルフチェックシートに転記しましょう。

※セルフチェックシートに転記する際に、文章として整合が必要になる場合があります。

フォーマットに記入した事実や計画と異なる内容をセルフチェックシートに記入しないように注意しましょう。

作成した草案をもとに2.セルフチェックシート作成作業の流れで示したB.団体内での議論に進みましょう。

草案作成フォーマット

セルフチェックシート（草案）

原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。

原則と視点の理解 → 組織の現状分析 → 改善計画の検討 → 自己評価の決定

主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
団体にはどんな法令等が適用されるか理解しているか？	例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解している。 例：団体に適用される法令は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律であると理解している。	例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解しているが、運営メンバー全員が法令の内容を理解しているとは言い難い状況である。	例：次年度、新規の運営メンバー向けに関連法令の研修を行い、全員が理解できている状態を目指す。	○
その法令等の中身を把握しているか？	例：NPO法では定款の作成、3人以上の理事と1人以上の監事を置くことが求められている。	(同上)	(同上)	○
適用される関係法令等に則した事業運営を行っているか？	例：NPO法に準じた定款の作成及び定期的な見直しを通じて、法令に則した団体運営を行っている。 例：一般社団法人及び一般財団法人法を遵守した定款・規程等が整備されている。	例：法人設立当初から規程の見直しが行われていないため、見直しが必要な状況である。	例：次年度、規程検討チームを立ち上げ、定款の改定、諸規程の改定及び新規規程の作成に取り組む。	×

総合評価： B

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。 (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	B

第3章 セルフチェックシートの草案作成の流れ

3-2. セルフチェックシートに文章を記載する時のポイント

- セルフチェックシート作成のためにフォーマットを使って作業する際、以下のポイントに注意して記入するとよいでしょう。



Point① 一問一答

「主な視点」に対して一問一答で回答を記入しましょう。
短い文章で端的に書くようにしましょう。

Point② 言葉遣い

簡潔で端的に書くと、できているか/できていないか、が明瞭になります。
法令の表現などを参考にしながら、単語を正確に使い分けましょう。

Point③ 小さくても具体的な改善

対応できていない項目についてはできるだけ具体的な改善の計画を示しましょう。
組織の改善は一日では達成できません。
小さな進捗でも具体的なステップに落とし込んで着実に進んでいくことを示すことは重要です。
また、更新の際に、前回記載した改善事項の進捗状況等を適切に反映することも忘れないようにしましょう。

第4章 問い合わせ先

- ガバナンスコード、セルフチェックシート、本手引きに関するお問い合わせは、以下にお願いします。

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

スポーツ振興部 競技力向上課

担当：藤野

MAIL：kyougishinkou@tsad.or.jp

TEL：03-6265-6001

参考資料

- カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット制作委員会 『カラーユニバーサルデザイン推奨配色セットガイドブック』第2版（2018年）
<https://jfly.uni-koeln.de/colorset/>
- 音声化マクロ
Sustainable Computing Architecture Lab.
<https://www.youtube.com/watch?v=uE7saNeMkV4>
- 音声
VOICEVOX
<https://voicevox.hiroshiba.jp/>
- ピクトグラム
ICOON MONO
<https://icoon-mono.com/>

付録
セルフチェックシートの草案作成フォーマット

セルフチェックシートの全体像（1/2）

ガバナンスコード

ガバナンスコードの視点（求められる事項）

原則	項目	主な視点	備考
原則 1： 法令等に基づき適正な 団体運営及び事業運 営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	団体にはどんな法令等が適用されるか理解している。	
		適用される法律の中身を把握している。	
		適用される法律に則した団体運営を行っている。	
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	団体としての組織を備えている。	
		多数決の原理が行われている。	
		構成員の変更があつたとしても団体が存続する。	
		代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させている。	
		個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営している。	
	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	適用される関係法令等の中身を把握している。	
		適用される関係法令等に則した事業運営を行っている。	
	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	【法人格を有する一般スポーツ団体の場合】 理事会、社員総会、評議員会等における計算書類及び事業報告の承認手続や、監事、会計監査人による監査等を通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われている。	
		【法人格を有しない一般スポーツ団体の場合】 役員等から構成員その他のステークホルダーに対して業務執行状況を報告する機会を設けることなどを通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われている。	
原則 2： 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し、外部に公表しているか。	組織として目指すべき基本方針（ミッション、ビジョン等）を策定している。	
		策定した基本方針を公表している。	

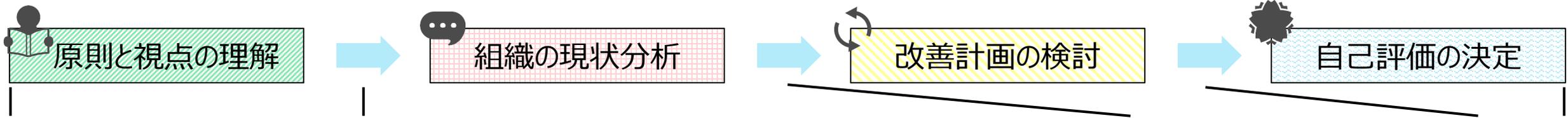
セルフチェックシートの全体像 (2/2)

ガバナンスコード

ガバナンスコードの視点 (求められる事項)

原則	項目	主な視点	備考
原則 3 : 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	一過性の取組ではなく、定期的に行っている。	
		団体のコンプライアンスの基となる規程等について、今日的なものとなっているか不断に見直している。	
		上記の規程等を適確に運用している。	
	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	一過性の取組ではなく、定期的に行っている。	
		団体のコンプライアンスの基となる規程等について、今日的なものとなっているか不断に見直している。	
		上記の規程等を適確に運用している。	
原則 4 : 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営している。	
		業務サイクルが確立されている。	
	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	自らの団体が遵守義務を負う関係法令や公的助成の実施主体が定める実施要項、ガイドライン等の内容を十分に確認している。	
		財務会計方針、手続等の運用規程を定めている。	
		上記の運用規定を適確に運用している。	
	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	団体内において複数の者がチェックする体制が整っている。	
経理担当と監査担当は別の者が行うよう監査体制を明確にしている。			
原則 5 : 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	【法人格を有する一般スポーツ団体の場合】 貸借対照表等、法令に基づく情報開示を適切に行っている。	
		【法人格を有しない一般スポーツ団体の場合】 少なくとも年度ごとの収支報告について開示を行っている。	
	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を積極的に開示している。	
		各団体のステークホルダーに重要な影響を及ぼし得る情報を積極的に開示しているか？	
		ステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から開示することが適当と考えられる情報を積極的に開示しているか？	
		ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を積極的に開示しているか？	

原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。



主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
団体にはどんな法令等が適用されるか理解しているか？	例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解している。 例：団体に適用される法令は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律であると理解している。	例：団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解しているが、運営メンバー全員が法令の内容を理解しているとは言い難い状況である。	例：次年度、新規の運営メンバー向けに関連法令の研修を行い、全員が理解できている状態を目指す。	
その法令等の中身を把握しているか？	例：NPO法では定款の作成、3人以上の理事と1人以上の監事を置くことが求められている。	(同上)	(同上)	
適用される関係法令等に則した事業運営を行っているか？	例：NPO法に準じた定款の作成及び定期的な見直しを通じて、法令に則した団体運営を行っている。 例：一般社団法人及び一般財団法人法を遵守した定款・規程等が整備されている。	例：法人設立当初から規程の見直しが行われていないため、見直しが必要な状況である。	例：次年度、規程検討チームを立ち上げ、定款の改定、諸規程の改定及び新規規程の作成に取り組む。	

総合評価:

原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。

（参考：法人格を有する団体に適用される法令）

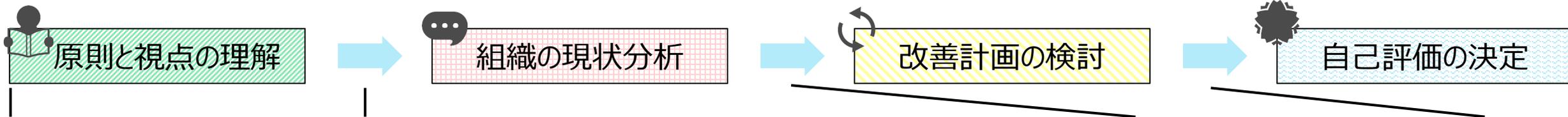
- 法人格を有する団体については、その法人に適用される法令を遵守することが求められています。
- ガバナンスの観点で、特に理解しておくべき条文を以下に挙げます。これらを**理解・遵守し、それに則った事業運営をしていることを文章で示す**ことが重要となります。

団体の種類	一般社団法人・一般財団法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人(NPO法人)
適用される法律	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	特定非営利活動促進法（NPO法）
特に理解しておくべき条文	（社団法人の場合）第二章 第一節「設立」 第二節「社員」 第三節「機関」 第四節「計算」	（社団法人の場合）第二章 第一節「公益法人の認定」 第二節「公益法人の事業活動等」	第二章 第二節「設立」 第三節「管理」

出所) スポーツ庁 スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>
https://www.mext.go.jp/sports/content/20231201-spt_kyosport-300001060_1.pdf
 e-Gov 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000048>
 e-Gov 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000049_20220901_501AC0000000071
 e-Gov 特定非営利活動促進法
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC1000000007_20220617_504AC0000000068

原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。



主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
団体としての組織を備えているか？	例：規約に基づき運営を行っている。規約、役員名簿、会員名簿、理事会等の議事録を作成し、会員に公表している。	例：法人化に向けた取り組みとして●●ができていない。	例：XX年度の法人化を目指して、NPO法に則った定款作成と組織運営を進めている。	
多数決の原理が行われているか？	例：総会を開催し、多数決の原理が行われている。	例：構成員が少なく、実質的に特定の有志の活動となっている。	例：構成員が増えた際には、多数決での決定を行うようにする。	
構成員の変更があったとしても団体が存続するか？	例：役員及び理事がXX名おり、構成員の変更があった場合には規約に則り選任している。	例：構成員が少なく、業務ノウハウの属人化が進んでしまっている。	例：来年度、業務の棚卸とマニュアル作成を実施し、構成員の変更があっても業務を行えるようにする。	
代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させているか？	例：代表の決定方法や財産管理など、主要な事項を規約に定めている。	例：代表の決定方法が規約に明記されていなかった。	例：来年度には代表の決定プロセスを明文化できるよう、外部有識者の意見も交え検討を進めている。	
規約を定め、規約に則した団体運営を行っているか？	例：規約に則り団体運営を実行している。	例：規約に則っているが、設立当初から見直しができていない。	例：XX年には改め団体の現状をふまえた規程の見直しを行う予定。	
個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営しているか？	例：財産については、団体活動の専用口座を設けて管理・運営している。	例：新規の団体のため現状は個人口座を利用している。	例：XX年YY月に団体専用口座を開き、財産を分別して管理・運営する予定。	

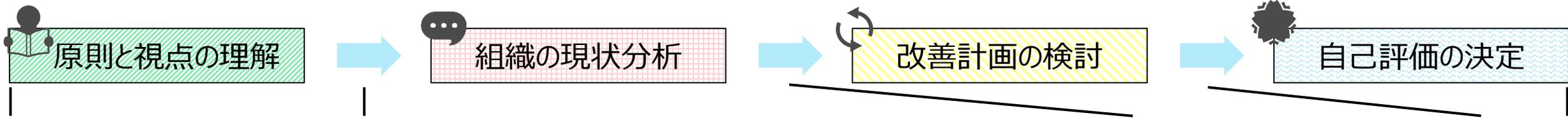
原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。

 (参考：法人格を有しないスポーツ団体に求められる組織運営)

- 法人格を有しない一般スポーツ団体において、団体内部の規約等を定めている場合には、**当該規約等を遵守し**、適正に団体運営を行うことが求められています。
- 少なくとも、団体としての権利義務関係を明確化する観点から、以下の点に取り組むことが求められています。
 - ① **団体としての組織**を備え、**多数決の原理**が行われ、構成員の変更があつたとしても**団体が存続し**、代表の決定方法や財産の管理等の**団体としての主要な事項を確定**させること
 - ② 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、**財産を分別して管理・運営**すること
- なお、**公的助成（補助金・助成金）を受給する団体**においては、権利義務関係を明確化し、適正なガバナンスを確保する観点から、可能な限り**早期に法人格の取得に取り組む**ことが求められています。

原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。



主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
団体にはどんな法令・条例が適用されるか理解しているか？	例：会員情報管理に個人情報保護法が適用されると理解している。 例：競技会等の開催において会場の利用規定が適用されると理解している。	例：●●に関する規程が改正されたことは認識しているが、運営メンバー全員がその内容を理解しているとは言い難い状況である。	例：来年度、運営メンバー向けに当該規程に関する変更点について読み合わせを行い、全員が理解できている状態を目指す。	
その法令等の中身を把握しているか？	例：個人情報保護法により、会員の氏名等の情報、競技記録等の収集、管理に●●が必要だと理解している。 例：競技会等での会場利用においては、●●と定められている。	(同上)	(同上)	
適用される関係法令等に則した事業運営を行っているか？	例：プライバシーポリシーを定めてHPに掲載しており、これに従って個人情報の保護・管理を実施している。 http://... 例：各競技会場の規定に従って施設を利用している。	例：プライバシーポリシーの改定を進めているが、今年度は完了できなかった。	例：来年度にはプライバシーポリシーの改定ができるよう、担当を置いて検討を進めていく。	

総合評価:

原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。

 (参考：スポーツ団体に適用される関係法令・条例・規則等)

- 法人格を規定する法令以外にも、以下のような法令・条例・規則等を把握し、遵守することが求められています。

① 自らの事業運営において適用される関係法令

(例) 会員の氏名等の情報、競技記録等の収集、管理における、
個人情報保護法

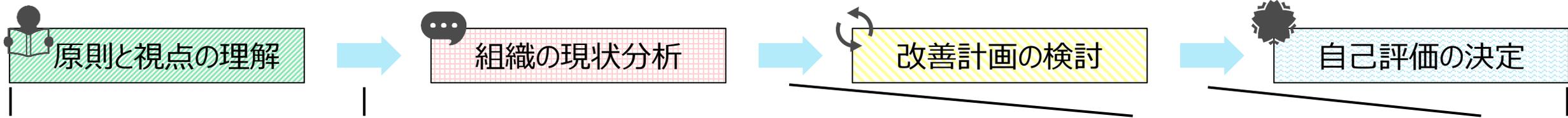
② 地方公共団体が定める各種条例や規則

(例) 公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における、
公共施設の使用に係る規則、地方公共団体が定める安全管理に関する条例

※東京都においては、東京都体育施設条例（および施行規則）、東京都障害者スポーツセンター条例（および施行規則）等

原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。



主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
<p>【法人格を有する一般スポーツ団体の場合】 理事会、社員総会、評議員会等における計算書類及び事業報告の承認手続や、監事、会計監査人による監査等を通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われているか？</p>	<p>例：特定非営利活動促進法第十五条において理事三人以上、監事一人以上の設置が求められている。 要件を満たす体制を整備している。 また、定款にその体制を記載し、●●で公開をしている。 計算書類及び事業報告について毎期の総会において決議・承認を行っている。</p>	<p>例：監事による会計の監視は、総会での決議のみで実施していた。</p>	<p>例：来期以降、監査形式での確認を実施する。</p>	
<p>【法人格を有しない一般スポーツ団体の場合】 役員等から構成員その他のステークホルダーに対して業務執行状況を報告する機会を設けることなどを通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われているか？</p>	<p>例：役員等の体制を整備している。規約に基づき設置し、事業計画・報告、収支予算・決算の適切な承認手続を行い公開している。 また、監査を通じて、組織運営及び事業運営について適切な監督が行われている。</p>	<p>例：議事録等の保管、廃棄タイミングについて議論があり、規約等の改正が必要になった。</p>	<p>例：来年度、議事録などの保管・廃棄ルールを見直し、規約等の改正を行う。</p>	

総合評価:

原則1 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。

📖 (参考：体制の整備)

- 適切な団体運営及び事業運営を行うためには、以下が重要とされています。
 - ①重要な意思決定を行う役員等がその権限を適切に行使すること
 - ②その権限の行使について、適切な監督が行われること
- ①や②を「適切に行っている」ことを示す事例について、以下のようなものが挙げられています。

団体の種類	法人格を有するスポーツ団体	法人格を有しないスポーツ団体
適切な運営の具体例	<ul style="list-style-type: none">• 理事会・社員総会・評議員会等における計算書類及び事業報告の承認手続きが行われている• 監事、会計監査人による監査等が行われている	<ul style="list-style-type: none">• 役員等から構成員その他のステークホルダーに対して業務執行状況を報告する機会が設けられている

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。



主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
組織として目指すべき基本方針（ミッション、ビジョン等）を策定しているか？	例：定款第●条に基本方針を定めている。	例：まだ新しい団体のため、基本方針を定められていない。 例：基本方針が団体の現状と合わなくなってきたため、見直しの必要がある。	例：来年度、団体内で協議の上基本方針を策定する。 例：XX年度内に団体内で協議の上、基本方針を見直す。	
策定した基本方針を公表しているか？	例：当会HPにて定款を公開している。	例：基本方針は定めているものの、団体内での周知にとどまり公表できていない。	例：来年度、●●にて基本方針の公表を行う予定。	

総合評価:

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。

(参考：組織運営に関する基本方針)

- 組織がステークホルダーの理解を得ながら安定して持続的な組織運営を実現するために、**組織として目指すべき基本方針（ミッション・ビジョン等）を策定・公表**することが求められています。ミッションとは、組織が果たすべき使命や存在意義です。ビジョンとは、企業・組織の理想像、中長期的な目標です。
- 上記は団体の活動に関わる多様なステークホルダーと対話し、**意見を反映させて策定**することが望ましいとされています。
- **公的助成を受給するような団体**においては、目指すべき基本方針に加え、以下の2つの計画を策定・公表することが望まれています。

① 中長期基本計画

※目標達成のための課題を抽出し、その解決のための方策及び実行計画を策定する。

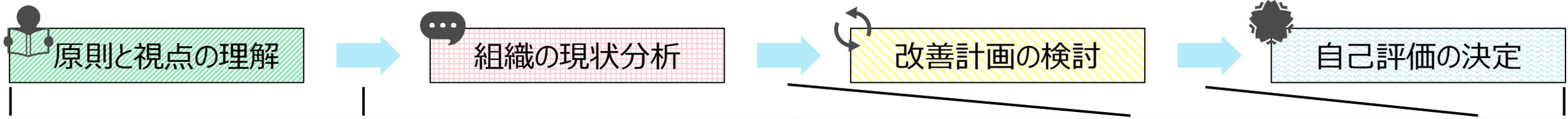
特に、計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCA サイクル）を実践可能なものとする。

② 財務の健全性確保のための計画

※中長期的な視点から明確かつ測定可能な目標を記載した計画を策定する。また、当該計画に基づき会計年度ごとの詳細な計画を策定する。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。



主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
一過性の取組ではなく、定期的に教育を行っている（教育への参加を促している）か？	例：毎年、YY主催の教育会への参加を役職員に案内している。	例：役職員に対する定期的なコンプライアンス教育は現在行っていない。	例：XX年度からYY主催の教育会への参加を案内する。 例：ZZ年度から団体内での年に一度の内部教育の場を設ける計画である。	
団体のコンプライアンスの基となる規程等について、今日的なものとなっているか不断に見直しているか？	例：毎年の教育会の内容をふまえ、規程へ反映している。	例：団体ではコンプライアンスに関する規程を定めていない。 例：コンプライアンス関連の規程はあるものの、XX年度より見直しできていない。	例：XX年度からコンプライアンス委員会を発足させることを目指し、委員会規程、禁止行為及び違反時の処分規程、通報窓口規程、コンプライアンス教育規程を準備中である。	
上記の規程等を適確に運用しているか？	例：規程が適確に運用できるよう、コンプライアンス委員会を設置し運営している。	例：今年度は人員不足により規程通りの運用が実施できなかった。	例：上記改善計画によりの確に運用していく。	

総合評価:

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

📖 (参考：コンプライアンス教育の実施における留意点)

- コンプライアンス教育に関しては、一過性の取組ではなく、団体自らが定期的にコンプライアンス教育を実施する、又は統括団体やNF・公的機関等が実施する研修・講演会・セミナー等への定期的な参加を促すことが求められています。
- 実施に当たっては、昨今問題となっている、暴力行為、セクハラ・パワハラ等の禁止について特に重点的に教育することが望まれています。その際、グループワーク等の手法を取り入れた研修教育の実施が効果的とされています。
※特に、子供の選手等を有する団体においては、コンプライアンス教育の企画・実施に当たり、国連児童基金（UNICEF）及び公益財団法人日本ユニセフ協会が作成した「子どもの権利とスポーツの原則」を活用することも一案です。
- 団体のコンプライアンスの基となる規程等についても、団体や社会を取り巻く状況の変化に対応した適切なものとなっているか不断に見直し、適確に運用することが望まれています。

出所) スポーツ庁 スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉

https://www.mext.go.jp/sports/content/20231201-spt_kyosport-300001060_1.pdf

国連児童基金（UNICEF）及び公益財団法人日本ユニセフ協会「子どもの権利とスポーツの原則」

<https://childinsport.jp/>

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

（参考：役職員に対するコンプライアンス教育の具体例）

- 役職員に対するコンプライアンス教育の内容としては、例えば、以下のような内容が挙げられています。

項目	教育内容の例
① 暴力行為、セクハラ、パワハラについて	<ul style="list-style-type: none">競技者に対して暴力行為等が行われない環境整備の必要性の理解を促す仮に競技者に対して暴力行為等が行われた場合に、競技者が身体の安全を確保すべく適切な対処ができるような教育を行う上記のような場合に、団体自らが設ける通報窓口や、統括団体、NF やその他の公的機関が設ける通報窓口等について周知する
② 当該スポーツ団体に適用される関係法令及びガバナンスコードについて	<ul style="list-style-type: none">組織の意思決定に関わる役員等が、それぞれの法令上の権限及び責任（理事会・評議員会・監事の権限、善管注意義務、問題発生時にとり得る法的手段等）について十分な理解を促す
③ 不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について	
④ 大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について	

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。



主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
一過性の取組ではなく、定期的に行っているか？	例：過去に暴力行為等が認知された実績はないが、潜在リスクの洗い出しのため、競技者に対して不定期に聞き取り及び発生時の対処方法の教育を行っている。 例：毎年1度、内部でコンプライアンス研修研修を実施している。	例：指導者、競技者等に対する定期的なコンプライアンス教育は行っていない。 例：今年度は試験的に研修会を実施できたが、定期化には至っていない。	例：XX年にコンプライアンス委員会が発足した際には、指導者、競技者等に対する教育も定期的を実施する予定である。	
団体のコンプライアンスの基となる規程等について、今日的なものとなっているか不断に見直しているか？	例：毎年の教育会の内容をふまえ、規程へ反映している。	例：団体ではコンプライアンスに関する規程を定めていない。 例：コンプライアンス関連の規程はあるものの、XX年度より見直しできていない。	例：XX年度からコンプライアンス委員会を発足させることを目指し、委員会規程、禁止行為及び違反時の処分規程、通報窓口規程、コンプライアンス教育規程を準備中である。	
上記の規程等を適確に運用しているか？	例：規程が適確に運用できるよう、コンプライアンス委員会を設置し運営している。	例：今年度は人員不足により規程通りの運用が実施できなかった。	例：上記改善計画によりの確に運用していく。	

総合評価:

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

（参考：指導者・競技者に対するコンプライアンス教育の具体例）

- 指導者・競技者に対するコンプライアンス教育の内容としては、例えば、以下のような内容が挙げられています。

項目	備考
① 暴力行為、セクハラ、パワハラについて	・ （役職員に対する内容と同様）
② 人種、障害、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について	
③ SNS の適切な利用を含む交友関係、社会常識について	・ 反社会的勢力との交際問題も含む
④ 不正行為の防止について	・ ドーピング、八百長行為等
⑤ スポーツ事故防止及び事故発生時に関する安全管理について	
⑥ その他の違法行為について	・ 20歳未満の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等

- コンプライアンス違反事案について、対象スポーツの競技特性や環境等を踏まえて具体的な事例を取り上げ、これらの違反が指導者自身や関係者へ与える多大な影響についても、十分に理解できるようにすることが望まれています。

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。



主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営しているか？	例：団体活動の専用口座を用い、財産を分別して管理・運営している。	例：新規の団体のため現状は個人口座を利用している。	例：XX年YY月に団体専用口座を開き、財産を分別して管理・運営する予定。	
業務サイクルが確立されているか？	例：NPO法第27条において計算書類等は正規の簿記の原則に則った会計簿に基づくことが求められている。 正規の簿記の原則に従った帳簿による財務・経理処理を内部規程を定め、領収書等の証憑に基づいて処理している。 税務処理においては外部の税理士に助言を受けており、その正確性の担保に努めている。	例：現状は会計関連の業務規程を策定したメンバーが自身のノウハウと倫理観に基づいて業務を行っている状況であり、属人化してしまっている。 例：財務・経理処理は特に注意して適切に行っているが、今年度は業務実施体制が大きく変わったため、業務サイクルが確立しているとは言い難い状況である。	例：来年度、業務の棚卸とマニュアル作成を実施するほか、現在の会計担当メンバーから他メンバーに向けて業務内容の処理が適切に行われるように努める。 例：来年度、業務マニュアルの作成に取り組む。また、外部の専門家の助言も得ながら、適切な財務・経理処理が定常的に行える体制を構築する。	

総合評価:

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。

📖 (参考：適切な財務・経理処理、公正な会計原則)

- 適切な財務・経理処理のためには、法人格の有無によらず、団体活動のための専用の口座を用い、財産を私的なものと分別して管理・運営することが前提です。
- 公正な会計原則を遵守するためには、関連法令に則った業務サイクルを確立することが求められます。
特に、以下を実施することが重要とされています。
 - ①各種規程の整備
 - ・理事等の経済的利益の透明性を確保するための規程
 - ・支出に関する領収書その他証憑の保存を徹底するための経費使用に関する規程
 - ・財産の独立管理の徹底を図るための規程
 - ②上記規程の運用の浸透と定着を図る取り組み
 - ③定期的にその実効性を検証する取り組み
- 業務サイクルを回すために、理事等の役職員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築も重要です。

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。



主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
自らの団体が遵守義務を負う関係法令や公的助成の実施主体が定める実施要項、ガイドライン等の内容を十分に確認しているか？	例：●●より●●イベントにおいて助成金を受けており、●●補助金のガイドラインが適用される。	例：●●の実施要領は認識しているが、運営メンバー全員がその内容を理解しているとは言い難い状況である。 例：来年度、●●の助成受給を目指し実施要領の読み込みが必要。	例：来年度、運営メンバー向けに当該規程に関する変更点について読み合わせを行い、全員が理解できている状態を目指す。	
財務会計方針、手続等の運用規程を定めているか？	例：ガイドラインに従って●●イベント単体での収支報告をHPで公開している。 https://www.xxxx	例：●●の実施要領に従って、運用規定の整備が必要。	例：既に●●助成金を受給している団体からアドバイスを受けながら、XX年YY月までに運用規定の整備を行う。	
上記の運用規定を適確に運用しているか？	例：収支報告を●●へ行い、運用規定に則り運用している。	例：今年度運営メンバーが変わったこともあり、XX月に●●ガイドライン違反の指摘を受け、是正措置を行った。	例：今年度、運営メンバー内での事例共有を行い、再発防止策を講じた。来年度以降、左記のようなことが起こらないよう、団体内の運用規程の改定をXX年YY月までに行う。また、当該規程の周知もあわせて実施する。	

総合評価:

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。

(参考：会計処理に係る法令・ガイドライン等)

- 公的助成（補助金・助成金等）の受給に当たっては、以下の内容を十分に確認してください。

① 自らの団体が遵守義務を負う**関係法令**（特に会計処理に係る条文を以下に示します）

団体の種類	一般社団法人・一般財団法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人(NPO法人)
適用される法律	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	特定非営利活動促進法
特に理解しておくべき条文	（社団法人の場合）第二章 第四節「計算」	（社団法人の場合）第二章 第三款「公益法人の計算等の特則」	第二章 第三節「管理」 第二十七条（会計の原則）

② 公的助成の実施主体（都障協等）が定める**実施要項、ガイドライン**等

- また、当該法令、ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、**財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用**することが求められています。

出所) スポーツ庁 スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>
https://www.mext.go.jp/sports/content/20231201-spt_kyosport-300001060_1.pdf
e-Gov 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000048>

e-Gov 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000049_20220901_501AC0000000071
e-Gov 特定非営利活動促進法
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC1000000007_20220617_504AC0000000068

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。
 (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。



主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
団体内において複数の者がチェックする体制が整っているか？	例：NPO法第15条において理事三人以上、監事一人以上の設置が求められている。会計処理については、実務者以外に1名以上の理事による確認及び監事による監査を実施すること、と定款で定めている。	例：構成員が少なく、現状では理事1名が全て確認している状況。	例：来年度、複数メンバーが確認できるよう、団体内で会計書類については公開する。 例：会計処理については外部専門家に確認してもらう方法を来年度検討する。	
経理担当と監査担当は別の者が行うよう監査体制を明確にしているか？	例：経理と監査担当者を別とする体制を整備している。 また、当会HPにて公開している定款にその体制を公開している。 計算書類及び事業報告について毎期の総会において決議・承認を行っている。	例：監事による会計の監視は、総会での決議のみで実施していた。	例：来期以降、監査形式での確認を実施する。	

総合評価:

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。

📌 (参考：会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制)

- 会計処理の内容について、最低限以下の内容が求められています。
 - ① 団体内において複数の者がチェックする体制を整える（都障協からの助成金受給団体においては制度化）
 - ② 経理担当と監査担当は別の者が行うよう監査体制を明確にする
- 上記のチェック、監査結果について、その記録を議事録等で残しておくことも重要です。
- 必要に応じて税理士、公認会計士等による外部監査を導入することも有効です。

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。



主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
<p>【法人格を有する一般スポーツ団体の場合】 貸借対照表等、法令に基づく情報開示を適切に行っているか？</p>	<p>例：NPO法において公告が定められている貸借対照表は、電子公告による方法で公告を行っている。 例：NPO法において以下を閲覧可能にすることが求められている。 ・事業報告書等 ・役員名簿等 ・定款等 これらを当会HPにて公開している。 https://XXX</p>	<p>例：法人格を取得したばかりのため、現時点では情報公開は行っていない。</p>	<p>例：XX年YY月に、●●法に基づき、●●を●●にて公開予定である。</p>	
<p>【法人格を有しない一般スポーツ団体の場合】 少なくとも年度ごとの収支報告について開示を行っているか？</p>	<p>例：収支報告書は年度ごとに会員、関係団体等に開示している。</p>	<p>例：収支報告書について、HP等での開示ができていない。</p>	<p>例：次期以降HPでの開示を進める。</p>	

総合評価:

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。

(参考：法令に基づく情報開示)

- 法人格を有するスポーツ団体においては、貸借対照表等、**法令に基づく情報開示**を適切に行うことが必要です。

団体の種類	一般社団法人・一般財団法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人(NPO法人)
適用される法律	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	特定非営利活動促進法
特に理解しておくべき条文	(社団法人の場合) 第二章 第四節「計算」 ・第二款「会計帳簿」 ・第三款「計算書類等」	(社団法人の場合) 第二章 第三款「公益法人の計算等の特則」	第二章 第三節「管理」 ・第二十八条（事業報告書等の備置き等及び閲覧） ・第二十八条の二（貸借対照表の公告）
開示が必要な情報（例） ※一例のため、法令を必ず確認すること	<ul style="list-style-type: none"> 計算書類（貸借対照表・損益計算書） 事業報告 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書、収支予算書 財産目録等 役員等名簿 定款 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 事業報告書 役員等名簿 定款

- 法人格を有しないスポーツ団体においても、**少なくとも年度ごとの収支報告**について開示することが求められています。

出所) スポーツ庁 スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉
https://www.mext.go.jp/sports/content/20231201-spt_kyosport-300001060_1.pdf
 e-Gov 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000048>

e-Gov 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000049_20220901_501AC0000000071
 e-Gov 特定非営利活動促進法
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC1000000007_20220617_504AC0000000068

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。



主な視点	できていること	できていないこと	改善計画	評価
役職員の選任に関する情報を積極的に開示しているか？	例：役職員の変更に関して、当団体HPで公開している。 http://....	例：役職員の変更に関して、各年度毎に更新しているが、リアルタイムにはできていない。	例：来年度以降、少なくとも理事の変更については、お知らせページにも記載する。	
各団体のステークホルダーに重要な影響を及ぼし得る情報を積極的に開示しているか？	例：選手選考の規程等について、当団体HPで公開している。 http://....	例：選手選考の日程については、練習の際に伝えているのみであった。	例：来年度以降、選手選考の日程についてもお知らせページに記載する。	
ステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から開示することが適切と考えられる情報を積極的に開示しているか？	例：会費の徴収、寄附の募集方法については、当団体HPで公開している。	例：寄付金の使途については公開できていなかった。	例：来年度、寄付金の使途の公開方法や頻度について検討する。	
ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を積極的に開示しているか？	例：組織運営のガバナンスについて本セルフチェックシートを一年に一度作成し、当団体HPで公開している。 http://....	例：ガバナンスコードに係るセルフチェックシートはXX年前に作成したものの、更新できていない。	例：来年度、セルフチェックシートの更新を行うため、担当者と理事間で更新に向けたスケジュールを策定した。	

総合評価:

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

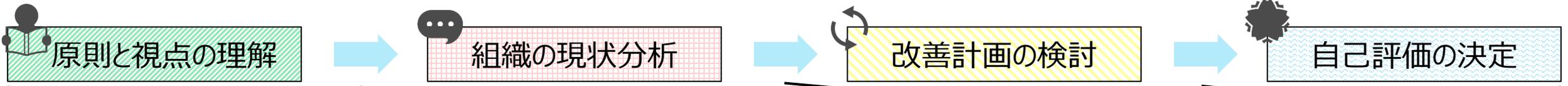
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。

📖 (参考：組織運営に係る情報開示)

- 組織運営の透明性確保のため、以下のような情報について積極的に開示することが望まれています。
 - ①組織運営に重要な影響を及ぼし得る役職員の選任に関する情報
 - ②各団体のステークホルダーに重要な影響を及ぼし得る情報
(例) 選手選考に関する規程等
 - ③ステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から開示することが適切と考えられる情報
(例) 団体の活動のための会費や寄附金の会計処理(使途等)の状況等
 - ④ガバナンスコードの遵守状況に関する情報
- 開示の方法については、特段の理由がない限り、当該スポーツ団体のウェブサイト等での開示が望まれています。
(ウェブサイトを持っていない一般スポーツ団体においては、上部団体等のウェブサイト等を利用して開示する)

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の規定があるか（ある場合は記述）。



適用することが必要と考える <NF向け>の規程	できていること	できていないこと	改善計画	評価
例：会員数が増え、組織が大きくなってきている場合 <NF向け>原則1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。	例：中長期基本計画案を作成した。	例：中長期基本計画案について、意思決定者（役員等）による承認まで至っていない。	例：役員体制が変更されるため時期以降に承認を進める。	
例：会員数が増え、組織が大きくなってきている場合 <NF向け>原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	例：役員選任規程、役員候補者選考委員会規程は整備されている。その選考プロセスに基づいて役員を選任している。	例：これまでは法令で定められる最低限の理事の人数にて運営を行っていたが、組織の拡大に伴い目が行き届かなくなってきた。	例：XX年度には、業務の担当毎に担当理事を置き、各理事が責任を持つ体制を構築する。	
例：会員数が増え、組織が大きくなってきている場合 <NF向け>原則3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	例：XX年度に司法書士を交えた規程検討チームによる諸規程の整備・充実を実施して、毎年内容の見直しを行っている。	例：これまでは役員選任に係る規程が存在しなかった。	例：XX年度をめどに、役員選任に係る規定を整備する。 例：引き続き、毎年規程等の見直しとともに、整備の充実を図っていく。	

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード〈NF向け〉の規定があるか（ある場合は下欄に記述）。

（参考：高いレベルのガバナンスの確保が求められる場合）

- 組織の人的・財政的規模や業務内容等に鑑み、社会的影響力が大きく、NFと同等の高いレベルのガバナンスを確保することが求められると自ら判断する一般スポーツ団体（NFの地方組織等）にあつては、ガバナンスコード〈NF向け〉の中で必要な規定の遵守状況について自己説明及び公表を行うことが求められています。
（例）NFの地方組織において、NFが設ける通報制度や懲罰制度に倣って自らの制度を設けている場合
ガバナンスコード〈NF向け〉の
 - ・原則9（通報制度に関する原則）
 - ・原則10（懲罰制度に関する原則）の各規定の遵守状況について自己説明及び公表を行う
- NFの地方組織等においては、ガバナンスコード〈NF向け〉の個別の規定の適用について、NFによる指導、助言等も踏まえて対応することが求められています。

